

南九州大学研究報告投稿規程

(令和 2 年 12 月 22 日 教授会改正)

(目的等)

第 1 条 南九州大学研究報告（以下、「研究報告」という）は、南九州大学（以下、「本学」という）における教職員の教育・研究成果を社会に広く発信し、学術分野での研究促進及び教育能力の向上と発展に寄与することを目的として年 1 回発行する。

2 研究報告の英語名称は、「Bulletin of Minami Kyushu University」とする。

3 研究報告の編集および発行は、本規定の定めるところによる。

(投稿資格)

第 2 条 研究報告に投稿する資格を有する者は、下記のとおりとする。

- (1) 本学の常勤及び非常勤の教職員並びに本学大学院生、
- (2) (1) に定める者を代表著者（第 1 著者または連絡著者）として連名となる者

(投稿原稿の条件)

第 3 条 研究報告に投稿する原稿は、投稿資格を有する者が行った研究・調査に基づくもので、学術的に価値があり、他誌等に公表されていないものでなければならない。

(原稿の種類)

第 4 条 紀要に投稿できる原稿の種類（以下、「カテゴリー」という）は、下記のとおりとする。

- (1) 総説
特定のテーマについて最近の研究成果を広い視点から整理、位置づけし、その研究の流れの理解に資するもの

(2) 原著論文

主題に沿って行われた実験・調査の報告であり、独創的かつ新事実を含み、新たな科学的知見をもたらすもの

(3) 研究ノート

内容が限られているため、それ自身で独立した論文とはならないが、独創的で新しい事実を含むか、または実应用的価値があり、報告に値するもの

(4) 研究（調査）資料

研究・調査の成果を記録にとどめる価値のあるもの

(倫理規程の遵守)

第 5 条 研究報告に投稿する原稿の研究・調査は、本学の倫理委員会規程、動物実験規則、遺伝子組換え安全委員会規程等を遵守して行わなければならない。

(原稿の形式・作成方法)

第 6 条 原稿の作成は、別途規定した「南九州大学研究報告原稿作成要領」に従うものとする。

(投稿の締切)

第 7 条 締切りの期日は別に定める。

(原稿の投稿)

第 8 条 研究報告に投稿しようとする者は、委員会が定める期日までに、各学科等の編集委員会を通して編集委員会に論文を提出しなければならない。投稿する者は、原稿のカテゴリーを申告するものとする。

(審査)

第 9 条 投稿された論文の審査は、編集委員会

形式等を確認した後、学外の研究者に査読を依頼して行う。投稿された論文の審査は、査読者に対しては投稿者の氏名を、投稿者に対しては査読者の氏名を示さない方式によって行う。委員会は、著者に対して、査読者からの指摘事項への対応を求めることがある。査読者による審査は原則として2回までとする。なお、委員会の判断により、著者にカテゴリーの変更を要求する場合がある。

(論文掲載の可否)

第10条 投稿論文の掲載可否は編集委員会が決定する。

(校正)

第11条 投稿者が自らの責任で初校校正を行い、再校以降は委員会に一任する。

2 初校校正は、原則として編集に関わる修正(誤脱字、句読点、図表の配置、軽微な表現の訂正など)のみを対象とし、大幅な修正・加筆は認めない。

(著作権等)

第12条 投稿された論文等の著作権は、本学に帰属するものとする。

2 本文の一部や図・表・写真等を他の著作物から転載したり、オリジナルを掲載したりする場合、著作権に関わる問題や法令上の手続きは、投稿者があらかじめ処理するものとする。それらについて問題が生じた場合は、その責は投稿者が負うものとする。

3 投稿者は、本学に対して、当該論文等の印刷、電子的記録媒体(CD-ROM, DVD-ROM等)への変換・複製、学内外への配布を原則として許諾するものとする。

4 投稿者は、本学及び本学が委託する機関等に対して、当該論文等の送信可能化・コンピュータネットワーク等での学内外への公開を原則として許

諾するものとする。

(改正)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行う。